

証券コード 2325
平成28年3月15日

株 主 各 位

東京都新宿区富久町6番8号
株 式 会 社 N J S
代表取締役社長 村 上 雅 亮

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月29日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月30日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝浦一丁目1番1号
浜松町ビルディング 14階 当社会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第66期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第66期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件
（3頁の「第66回定時株主総会の継続会の開催につきまして」をご確認ください。）

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.njs.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 第66回定時株主総会の継続会の開催につきまして

当社は、平成28年2月16日付「第三者委員会設置のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社社員が千葉市発注の下水道関連業務に関し、公契約関係競売入札妨害等の容疑で逮捕・起訴された事案について、独立した専門的かつ客観的な見地から事実認定を行ったうえで、発生原因の分析、類似事案の調査を行い、再発防止策を提言する目的で社外の有識者・専門家から構成される第三者委員会を設置し、調査を行っている状況であります。

また、平成28年2月10日付「平成27年12月決算短信発表の延期に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、現在、当連結会計年度の決算の確定が遅れ、会計監査人による監査も未了の状態であります。

このため、当社は、平成28年3月30日開催の第66回定時株主総会招集ご通知に添付すべき、事業報告、連結計算書類、連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）、計算書類、会計監査人の監査報告書（謄本）及び監査役会の監査報告書（謄本）の提供ができない状況となりました。

そこで、以下の報告事項につきましては、第66回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、別途継続会を開催し、当該継続会にてご報告することを株主の皆様にお諮りする予定であります。

- 報告事項**
1. 第66期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第66期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

当社といたしましては、本定時株主総会におきまして、継続会の開催等についてご承認をいただいたうえで、改めて本定時株主総会の継続会開催についてご案内させていただく予定であります。また、当連結会計年度の決算が確定次第、速やかに決算発表を行うとともに、会計監査人及び監査役会から監査報告を受領のうえ、取締役会決議を行い、事業報告、連結計算書類、連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）、計算書類、会計監査人の監査報告書（謄本）及び監査役会の監査報告書（謄本）について当該継続会開催のご案内に添付して、株主の皆様にご提供する予定であります。

なお、継続会は、本定時株主総会と別の会議ではなく、その一部となりますので、継続会にご出席いただける株主様は本定時株主総会において議決権を行使することができる株主様と同一になります。そこで、当該継続会開催のご案内も、本定時株主総会において議決権を行使することができる株主様を対象に行いますので、その旨ご了承ください。

株主・投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- ① 本社移転に伴い、本店所在地を東京都新宿区から東京都港区に変更するものがあります。
- ② 経営体制の拡充とコーポレート・ガバナンスの強化のため、取締役の員数を9名から10名に増員するものがあります。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を伴わない取締役及び社外監査役でない監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう第28条第2項(取締役の責任免除)及び第39条第2項(監査役の責任免除)を変更するものがあります。

なお、第28条第2項の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

(下線部は変更点)

| 現 行 定 款                                | 変 更 案                                   |
|----------------------------------------|-----------------------------------------|
| (本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。      | (本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。        |
| 第4条～第17条 (条文省略)                        | 第4条～第17条 (現行通り)                         |
| (員数)<br>第18条 当社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。 | (員数)<br>第18条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。 |
| 第19条～第27条 (条文省略)                       | 第19条～第27条 (現行通り)                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の責任免除)<br/>第28条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第29条～第38条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)<br/>第39条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>(取締役の責任免除)<br/>第28条 (現行通り)</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、<u>同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第29条～第38条 (現行通り)</p> <p>(監査役の責任免除)<br/>第39条 (現行通り)</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |

3. 定款変更の効力発生日  
平成28年3月30日 (水)

## 第2号議案 剰余金の処分の件

第66期の期末配当につきましては、株主様に対して業績に対応した配当を継続的に  
行い、長期的に安定した利益還元を行う当社の基本方針に基づき、次のとおりといた  
したいと存じます。

### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社は、平成27年1月23日に東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されまし  
た。これもひとえに株主の皆様をはじめとする関係各位のご支援の賜物と厚く御  
礼申し上げます。

これまでの株主の皆様のご支援にお応えするため、当期の期末配当につきまし  
ては、これまでご支援いただいた株主の皆様への感謝の意を表し、普通株式1株  
につき普通配当20円に東京証券取引所市場第一部指定記念配当2円を加えた22円  
といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は214,454,284円となります。

これにより、中間配当を含めた通期の配当金は、1株につき金44円となりま  
す。

### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月31日といたしたいと存じます。

### 第3号議案 取締役10名選任の件

取締役 村上雅亮、土田裕一、遠藤裕邦、田中 亮、藤原廣輝、秋山暢彦、光永功、吉原哲二、安田伸一の9氏は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。また、経営体制の拡充とコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、取締役を1名増員いたしたいと存じます。つきましては取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                      | 所有する当社の<br>株式数 |
|-----------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | むら にかみ まさ あき<br>村上雅亮<br>(昭和27年11月24日) | 昭和50年4月 当社入社<br>平成15年4月 東京総合事務所長<br>平成16年3月 取締役東京支社長<br>平成19年8月 取締役東部支社長<br>平成24年3月 常務取締役<br>平成26年2月 (株)エヌジェーエス・コンサルタンツ(現(株)NJSコンサルタンツ)代表取締役社長<br>平成26年3月 当社代表取締役社長(現任) | 15,552株        |
| 2         | つち だ めい いち<br>土田裕一<br>(昭和28年10月10日)   | 昭和52年4月 当社入社<br>平成18年4月 東京総合事務所長<br>平成24年3月 取締役東部支社長<br>平成26年2月 (株)エヌジェーエス・コンサルタンツ(現(株)NJSコンサルタンツ)取締役(現任)<br>平成26年3月 当社常務取締役(現任)                                        | 6,500株         |
| 3         | えん とう ひろ くに<br>遠藤裕邦<br>(昭和30年10月3日)   | 昭和55年4月 日本ヒューム管(株)(現日本ヒューム(株))入社<br>平成23年6月 日本ヒューム(株)副理事福岡支社長<br>平成24年6月 同社副理事大阪支社長<br>平成25年6月 同社取締役東京支社長<br>平成27年3月 当社取締役(現任)<br>平成27年6月 日本ヒューム(株)取締役営業本部長(現任)         | —              |
| 4         | た なか まこと<br>田中 亮<br>(昭和27年6月23日)      | 昭和51年4月 当社入社<br>平成15年4月 技術本部技術開発部長<br>平成16年3月 技術本部長<br>平成19年3月 執行役員技術本部長<br>平成22年3月 取締役西部支社長(現任)                                                                        | 11,500株        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                   | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5         | ふじ わら ひろ き<br>藤 原 廣 輝<br>(昭和29年1月12日) | 昭和51年4月 当社入社<br>平成22年2月 (株)エヌジェーエス・コンサルタンツ(現(株)NJSコンサルタンツ) 取締役プラントエンジニアリング部長<br>平成23年1月 同社常務取締役<br>平成23年2月 同社代表取締役社長<br>平成26年3月 当社取締役国際事業本部長(現任)<br>平成28年2月 (株)NJSコンサルタンツ代表取締役社長(現任) | 5,500株            |
| 6         | あき やま のぶ ひこ<br>秋 山 暢 彦<br>(昭和29年1月5日) | 昭和52年4月 当社入社<br>平成20年3月 執行役員札幌事務所長<br>平成25年1月 執行役員品質監理本部長<br>平成26年3月 取締役管理本部長<br>平成27年3月 取締役開発本部長(現任)                                                                                | 4,100株            |
| 7         | みつ なが いきお<br>光 永 功<br>(昭和29年10月18日)   | 昭和54年4月 当社入社<br>平成17年4月 名古屋総合事務所水道部長<br>平成19年3月 執行役員名古屋総合事務所長<br>平成26年3月 取締役東部支社長(現任)                                                                                                | 5,600株            |
| 8         | よし はら てつ じ<br>吉 原 哲 二<br>(昭和28年3月19日) | 昭和50年4月 当社入社<br>平成19年4月 東京総合事務所設計四部長<br>平成21年4月 内部監査部長兼法務部長<br>平成23年3月 常勤監査役<br>平成24年9月 (株)エヌジェーエス・コンサルタンツ(現(株)NJSコンサルタンツ) 監査役(現任)<br>平成27年3月 当社取締役管理本部長(現任)                         | 7,200株            |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                       | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 9         | やま だ まさ お<br>山 田 雅 雄<br>(昭和24年2月18日) | 平成15年4月 名古屋市上下水道局長<br>平成19年4月 同市副市長<br>平成23年9月 中部大学客員教授(現任)<br>平成24年4月 名古屋市立大学特任教授(現任)<br>平成25年6月 名工建設株式会社監査役(現任)                                                                        | —                 |
| 10        | お ぼた やす お<br>小 幡 康 雄<br>(昭和28年3月9日)  | 昭和50年4月 日本鋼管(株)(現JFEエンジニアリング(株))入社<br>平成16年4月 JFEエンジニアリング(株)エネルギー本部電力営業部長<br>平成20年4月 同社常務執行役員<br>平成21年4月 同社監査役<br>平成23年4月 ジャパン・パイプライン・エンジニアリング(株)代表取締役社長<br>平成26年4月 JFEエンジニアリング(株)顧問(現任) | —                 |

- (注) 1. 土田裕一氏及び藤原廣輝氏はそれぞれ(株)NJSコンサルタンツの取締役を兼務しており、同社は当社と競合関係にあります。
2. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 遠藤裕邦氏、山田雅雄氏及び小幡康雄氏は、社外取締役候補者であります。
4. 遠藤裕邦氏を社外取締役候補者とした理由は、上場企業における長年の業務執行経験及び幅広い見識を有しておられ、社外取締役に適任であると判断したためであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 山田雅雄氏を社外取締役候補者とした理由は、名古屋市、大学教授等での豊富な経験及び幅広い見識を有しておられ、独立的な立場から当社経営に有益な助言を頂けるものと考え、社外取締役に適任であると判断したためであります。
6. 小幡康雄氏を社外取締役候補者とした理由は、上場企業における豊富な業務執行経験及び幅広い見識を有しておられ、独立的な立場から当社経営に有益な助言を頂けるものと考え、社外取締役に適任であると判断したためであります。
7. 当社は遠藤裕邦氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の重任が承認された場合、当社は同氏との上記責任限定契約を継続する予定であります。
8. 山田雅雄氏及び小幡康雄氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間でそれぞれ、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
9. 山田雅雄氏及び小幡康雄氏の選任が承認された場合、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
10. 上記所有株式数には平成28年1月26日現在のNJS役員持株会名義の株式数を含んでおりません。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 市川 浩氏及び監査役 池田 力氏は、本總會終結の時をもって辞任により退任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                     | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| やす だ しん いち<br>安 田 伸 一<br>(昭和27年8月6日) | 昭和52年4月 明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社<br>平成9年4月 同社財務審査部融資管理グループリーダー<br>平成12年4月 同社財務部長<br>平成16年1月 同社秘書部長<br>平成20年4月 明治安田生命保険相互会社秘書部審議役<br>平成22年6月 アイ・アール債権回収(株)常勤監査役<br>平成23年6月 アコム(株)常勤監査役<br>平成27年3月 当社取締役（現任） | —          |

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 安田伸一氏を監査役候補者とした理由は、金融機関における企業審査、財務分析及び経営管理の業務経験及び上場企業における監査役としての豊富な経験を有しておられ、監査役に適任であると判断したためであります。
3. 安田伸一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は監査役会の決定に基づいております。

また、同監査法人は前任会計監査人が第66期の連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書に対して無限定適正意見を表明することを停止条件として、就任を承諾しています。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

|       |                         |                                                              |      |
|-------|-------------------------|--------------------------------------------------------------|------|
| 名 称   | 東陽監査法人                  |                                                              |      |
| 事 務 所 | 主たる事務所 東京都千代田区神田美土代町7番地 |                                                              |      |
| 沿 革   | 昭和46年1月                 | 監査法人日東監査事務所を設立                                               |      |
|       | 昭和56年11月                | 虎ノ門共同事務所と統合<br>東陽監査法人に名称を変更<br>大阪事務所、名古屋事務所を設置               |      |
|       | 平成17年1月                 | 監査法人西村会計事務所と合併                                               |      |
|       | 平成18年10月                | 東都監査法人と合併                                                    |      |
|       | 平成23年1月                 | BDO Internationalとメンバーファーム契約を締結<br>三優監査法人と合併でBDOJapan株式会社を設立 |      |
| 概 要   | 出資金                     | 391百万円                                                       |      |
|       | 構成人員                    | 代表社員（公認会計士）                                                  | 65名  |
|       |                         | 社員（公認会計士）                                                    | 22名  |
|       |                         | 専門職員                                                         | 268名 |
|       |                         | 事務職員                                                         | 21名  |
|       |                         | 合計                                                           | 376名 |

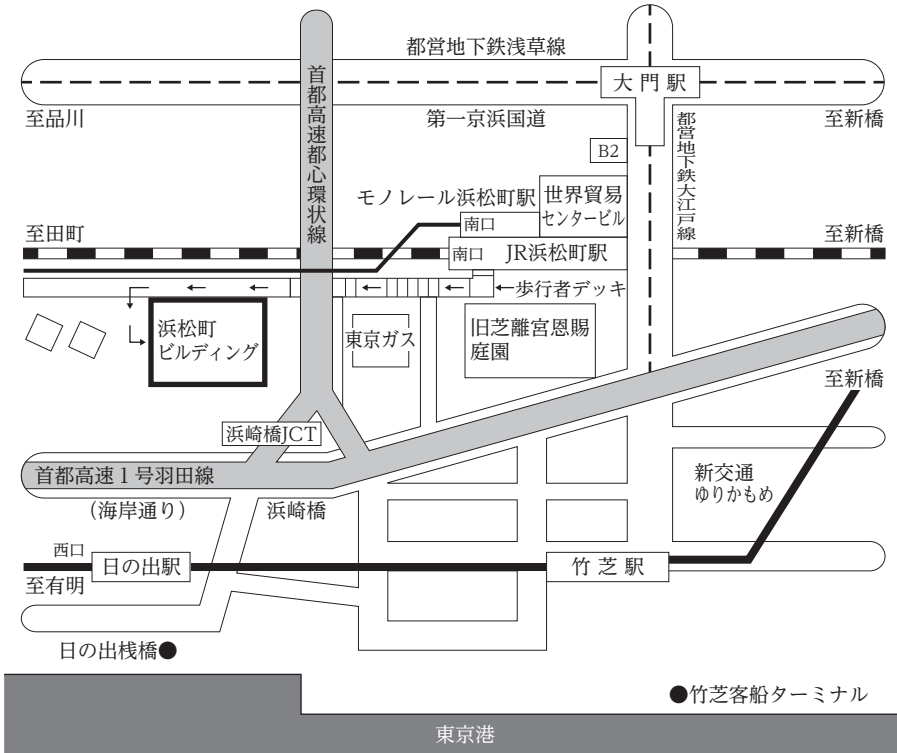
(平成27年12月31日現在)

- (注) 1. 監査役会が東陽監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の業務内容や事業規模に適した監査対応や監査費用の相当性について検討いたしました結果、当社の会計監査人として適切かつ妥当と判断したためです。
2. 東陽監査法人の選任が承認された場合、当社は同法人との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場： 浜松町ビルディング14階 当社会議室  
東京都港区芝浦一丁目1番1号



## 交通のご案内

- JR山手線・京浜東北線／モノレール「浜松町」駅南口徒歩7分
- 都営大江戸線／浅草線「大門駅」B2出口徒歩12分
- ゆりかもめ「日の出」駅西口徒歩10分

